

事務連絡
平成 31 年 4 月 26 日

各

都 道 府 県
保 健 所 設 置 市
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課

健康増進法の一部を改正する法律の施行に関するQ&Aの送付について

健康増進法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 78 号。以下「改正法」という。）の施行にかかる政省令等の内容については、「健康増進法の一部を改正する法律」の施行について」（平成 31 年 2 月 22 日付健発 0222 第 1 号）において通知したところです。

今般、改正法の施行に関する事項について、別添のとおりQ&Aを作成したので、これらの内容について十分御了知いただくとともに、貴管下営業者等に内容等の周知をお願いいたします。

また、都道府県におかれては、貴管内市町村（保健所設置市及び特別区を除く。）に周知をお願いいたします。